議案第２２号

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年守谷市条例第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２２号	１

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年守谷市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「利用者の数が３５を超えて３５」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け，又は法第１１５条の２３第３項の規定により法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて，当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。第１５条第２９号において同じ。）を行う場合にあたっては，当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４」に改め，同条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず，指定居宅介護支援事業所が，指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）に設置された情報処理システムを利用し，かつ，事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は，利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１とする。

第５条第３項第２号中「同一敷地内にある」を削る。

第６条第２項中「開始に際し，あらかじめ」の次に「，利用者又はその家族に対し，」を加え，「，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り，同条第８項を同条第９項とし，同条第７項中「第４項」を「第５項」に改め，同項を同条第８項とし，同条第６項中「第４項第１号」を「第５項第１号」に改め，同項を同条第７項とし，同条第５項を同条第６項とし，同条第４項中「第６項」を「第８項」に改め，同項第２号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３３条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め，同項を同条第５項とし，同条中第３項を第４項とし

，第２項の次に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。

第１５条第２号に次のように加える。

（２）の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（３）の２　前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第１５条第１５号ア中「，利用者の居宅を訪問し」を削り，同号中イをウとし，アの次に次のように加える。

イ　アに規定する面接は，利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし，次のいずれにも該当する場合であって，少なくとも２月に１回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接するときは，利用者の居宅を訪問しない月においては，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができるものとする。

（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，利用者の同意を得ていること。

（イ）サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について主治の医師，担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ⅰ　利用者の心身の状況が安定していること。

ⅱ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ⅲ　介護支援専門員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について，担当者から提供を受けること。

第１５条第２９号中「指定介護予防事業者から」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第２４条第１項中「重要事項」の次に「（次項及び第３項において単に「重要事項」という。）」を加え，同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要

事項」に改め，同条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第３１条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第６号とし，同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第５号とし，同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第４号とし，同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第１５条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第３３条第１項中「（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，令和６年４月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間は，この条例による改正後の守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第２４条第３項の適用については，同項中「指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由（議案第２２号）

提案理由を申し上げます。

本案は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が介護報酬に係る見直しに併せて改正され、居宅介護支援における公正中立性の確保のための取組の見直しやケアマネジャー１人当たりの取扱件数等について、守谷市においても国の基準と同様の取扱いを可能とするため所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２２号	5

守谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（従業者の員数） 第４条　（略） ２　前項に規定する員数の基準は，１に，利用者の数（当該指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け，又は法第１１５条の２３第３項の規定により法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて，当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。第１５条第２９号において同じ。）を行う場合にあたっては，当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とする。 ３　前項の規定にかかわらず，指定居宅介護支援事業所が，指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健	（従業者の員数） 第４条　（略） ２　前項に規定する員数の基準は，１に，利用者の数が３５を超えて３５ 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上とする。 （新設）

参考資料

議案	頁数
２２号	6

康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）に設置された情報処理システムを利用し，かつ，事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は，利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１とする。	
（管理者）	（管理者）
第５条　（略）	第５条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。	３　第１項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。
（１）（略）	（１）（略）
（２）管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	（２）管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，居宅サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること_____	２　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，_____，居宅サービス計画が第２条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり，利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること，前６月間に当該指定居宅

等につき説明を行い，理解を得なければならない。	介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い，理解を得なければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供の開始に際し，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い，理解を得るよう努めなければならない。	（新設）
４　（略）	３　（略）

５　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第１項の規定による文書の交付に代えて，第８項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護支援事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３３条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ６　（略） ７　第５項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ８　指定居宅介護支援事業者は，第５項の規定により第	４　指定居宅介護支援事業者は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合には，第１項の規定による文書の交付に代えて，第６項で定めるところにより，当該利用申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該指定居宅介護支援事業者は，当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物　　をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ５　（略） ６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは，指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ７　指定居宅介護支援事業者は，第４項の規定により第

１項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （１）第５項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの （２）（略） ９　（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１５条　指定居宅介護支援の方針は，第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。 （１）（略） （２）指定居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行う。 （２）の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 （２）の３　前号の身体的拘束等を行う場合には，その	１項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 （１）第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの （２）（略） ８　（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第１５条　指定居宅介護支援の方針は，第２条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき，次に掲げるところによるものとする。 （１）（略） （２）指定居宅介護支援の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行う。 （新設）

態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	
（３）から（１４）まで（略）	（３）から（１４）まで（略）
（１５）介護支援専門員は，第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。	（１５）介護支援専門員は，第１３号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては，利用者及びその家族，指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行わなければならない。
ア　少なくとも１月に１回，，利用者に面接すること。	ア　少なくとも１月に１回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接すること。
イ　アに規定する面接は，利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし，次のいずれにも該当する場合であって，少なくとも２月に１回，利用者の居宅を訪問し，利用者に面接するときは，利用者の居宅を訪問しない月においては，テレビ電話装置等を活用して，利用者に面接することができるものとする。	（新設）
（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて，利用者の同意を得ていること。	（新設）
（イ）サービス担当者会議等において，次に掲げる事項について主治の医師，担当者その他の関係者の合意を得ていること。	（新設）
ｉ　利用者の心身の状況が安定していること	（新設）

。 ⅱ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 ⅲ　介護支援専門員が，テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について，担当者から提供を受けること。 ウ　少なくとも１月に１回，モニタリングの結果を記録すること。 （１６）から（２８）まで（略） （２９）指定居宅介護支援事業者は，法第１１５条の２３第３項の規定に基づき，地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 （３０）（略） （掲示） 第２４条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（次項及び第３項において単に「重要事項」という。）を掲示しなけ	（新設） （新設） イ　少なくとも１月に１回，モニタリングの結果を記録すること。 （１６）から（２８）まで（略） （２９）指定居宅介護支援事業者は，法第１１５条の２３第３項の規定に基づき，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては，その業務量等を勘案し，当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 （３０）（略） （掲示） 第２４条　指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を掲示しなけ

ればならない。	ればならない。
２　指定居宅介護支援事業者は，重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定居宅介護支援事業者は，前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	（新設）
（記録の整備）	（記録の整備）
第３１条　（略）	第３１条　（略）
２　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　指定居宅介護支援事業者は，利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し，その完結の日から５年間保存しなければならない。
（１）（略）	（１）（略）
（２）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳	（２）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア　居宅サービス計画	ア　居宅サービス計画
イ　第１５条第７号の規定によるアセスメントの結果の記録	イ　第１５条第７号に規定する　アセスメントの結果の記録
ウ　第１５条第９号の規定によるサービス担当者会議等の記録	ウ　第１５条第９号に規定する　サービス担当者会議等の記録
エ　第１５条第１５号の規定によるモニタリングの	エ　第１５条第１５号に規定する　モニタリングの

結果の記録	結果の記録
（３）第１５条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	（新設）
（４）第１８条第１項の規定による市への通知に係る記録	（３）第１８条第１項に規定する　市への通知に係る記録
（５）第２８条第２項の規定による苦情の内容等の記録	（４）第２８条第２項に規定する　苦情の内容等の記録
（６）第２９条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（５）第２９条第２項に規定する　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２７号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録	第３３条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条（第３２条において準用する場合を含む。）及び第１５条第２７号（第３２条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により行うことができる。 ２　（略）	されるものをいう。）により行うことができる。 ２　（略）